

北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規程

平成29年12月18日
病院事業管理規程第19号

改正 令和3年3月30日病院事業管理規程第1号

北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規程を次のように定める。

北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北海道公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年北海道条例第89号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募等)

第2条 病院事業管理者は、条例第2条第1項本文の規定による公募をするときは、次に掲げる方法により同項各号に掲げる事項を明示するものとする。

(1) インターネットの利用

(2) 道立病院局本庁の庁舎又は道が設置した病院（以下「病院」という。）における資料の配布

(3) 前2号に掲げるもののほか、病院事業管理者が適当と認める方法

2 条例第2条第1項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 条例第2条第1項本文の規定による公募をした場合であって、次に掲げる場合

ア 条例第3条の規定による申請がなかった場合

イ 条例第4条の規定による審査の結果、同条各号に掲げる選定の基準に適合する団体がなかった場合

ウ 条例第4条の規定により指定管理者の候補者として選定した団体を指定することが不可能となり、又は指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合

(2) 病院に隣接し、又は近接して、医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する公的医療機関を開設する者（以下この号において「開設者」という。）が設置し、かつ、管理する施設がある場合であって、当該開設者がこれらの施設を一体的に管理することにより病院に係る効率的な管理又は利用者の利便の向上が図られると認められる場合

3 条例第2条第1項第3号の申請期間は、公募を開始する日から起算して40日以上としなければならない。ただし、同項ただし書の場合は、この限りでない。

4 条例第2条第1項第6号の病院事業管理者が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 道が指定管理者に支払うべき管理の費用の基準となる額

(2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号。第9条第1項において「法」という。）第244条の2第8項に規定する利用料金に関する事項（同項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合に限る。第8条第6号において同じ。）

(4) 条例第3条各号に掲げる書類の具体的内容

(5) 第10条第1項に規定する管理の目標

(6) その他病院事業管理者が必要と認める事項

(申請)

第3条 条例第3条の規定による申請は、別記第1号様式により行うものとする。

2 条例第3条第5号の病院事業管理者が定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 定款、寄附行為、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を示す書類

(2) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書

(3) その他病院事業管理者が必要と認める書類

3 第1項の規定にかかわらず、同項の申請は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）により行うことができる。

(審査)

第4条 病院事業管理者は、条例第4条の規定による審査を行うに当たっては、病院ごとに同条各号に掲げる基準に基づき具体的な審査の項目を定めるものとする。

(欠格事項)

第5条 病院事業管理者は、条例第4条に規定する申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請者を指定管理者の候補者として選定し、又は指定管理者として指定してはならない。

- (1) 当該団体の責めに帰すべき事由により道又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から4年を経過しない団体
- (2) 当該団体の役員（法人でない団体にあつては、当該団体の代表者）のうち次のいずれかに該当する者がある団体
 - ア 病院の管理を行うために必要な契約等を締結する行為能力を有しない者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの
 - ウ 道における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者
- (3) 破産手続開始の決定を受けた法人又は清算法人
- (4) 次に掲げる者が、取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準ずる者の地位にある法人
 - ア 道の知事
 - イ 道議会の議員

(指定管理者の指定に係る公表)

第6条 条例第7条第2項又は条例第12条第3項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。この場合において、第2号の方法により条例第7条第2項の規定による公表をするときは、条例第4条の規定による審査の経過及び選定の結果についても公表するものとする。

- (1) 当該病院における掲示
- (2) インターネットの利用
- (3) 前2号に掲げるもののほか、病院事業管理者が適当と認める方法

(変更事項の届出)

第7条 指定管理者は、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地に変更があつたときは、別記第2号様式により、遅滞なく、病院事業管理者に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項の届出は、電磁的記録により提出することができる。

(協定の締結)

第8条 条例第8条第4号の病院事業管理者が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 再委託の禁止等に関する事項
- (2) 関係法令等の遵守に関する事項
- (3) 事故発生時の報告等に関する事項
- (4) 病院の維持補修に係る責任の分担及び病院の管理に伴い取得した物品等に関する事項
- (5) 管理の業務に係る経理の区分並びに帳簿等の整備及び保管に関する事項
- (6) 利用料金に関する事項
- (7) 第10条第1項に規定する管理の目標に関する事項
- (8) 北海道行政手続条例（平成7年北海道条例第19号）第13条の規定により指定管理者が行う意見陳述のための手続に関する事項
- (9) その他病院事業管理者が必要と認める事項

(事業報告書の提出)

第9条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する病院に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書（法第244条の2第7項の事業報告書をいう。以下この条において同じ。）を病院事業管理者に提出しなければならない。ただし、年度の途中において条例第12条第2項の規定により指定を取り消されたときは、指定を取り消された日から起算して30日以内に、同日までの事業報告書を作成し、病院事業管理者に提出しなければならない。

- (1) 管理に係る業務の実施状況及び当該病院の利用状況に関する事項
- (2) 利用料金の収入の実績に関する事項
- (3) 管理に係る経費の収支状況に関する事項
- (4) 次条第1項に規定する管理の目標に係る達成状況に関する事項

(5) その他病院事業管理者が必要と認める事項

- 2 事業報告書の様式は、別記第3号様式とする。
- 3 病院事業管理者は、事業報告書の提出を受けたときは、第1項各号の事項について審査し、必要な指示等を行うものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、同項の報告書は、電磁的記録により提出することができる。

(管理の目標)

第10条 病院事業管理者は、指定管理者に管理を行わせようとする病院の効用を最大限に発揮させるとともに、当該病院の設置の目的を効果的に達成するため、指定管理者が当該指定期間に管理に係る業務を通じて住民に提供すべきサービスその他の業務の質の向上に関する目標（以下「管理の目標」という。）を定めなければならない。

- 2 病院事業管理者は、条例第4条の規定により選定を行うときは、同条第2号の基準に基づき、申請者の業務計画書の内容が、管理の目標を達成するために適切かつ効果的なものであるかどうかを審査するものとする。
- 3 病院事業管理者は、指定管理者に管理を行わせる病院ごとに、管理の目標に係る達成状況に関する事項について把握し、定期にこれを公表するとともに、指定管理者がその管理する病院に係る管理の目標を円滑に達成できるよう、指定管理者に対する指示等を行うものとする。

附 則

この規程は、平成29年12月18日から施行する。

附 則（令和3年3月30日病院事業管理規程第1号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別記第1号様式

（第3条関係）

別記第2号様式

（第7条関係）

別記第3号様式

（第9条関係）